

---

---

2010 [平成22]年

## 活動助成 公募要項

---

---

### 助成の趣旨

平和の実現は、私たち人類全ての願いです。今日多くの国々で、多くの人々が平和への惜しみない努力を続けております。にもかかわらず、現実には依然として問題が山積しており、これらの問題にいかに対処していくかが現代における私たちの課題であります。

平和を阻害する要因には、個人、家庭、地域社会、国家のレベルから、自然、環境の問題に至るまで様々な要因が存在します。しかし、いずれにせよ問題の根底には人間自身のあり方が関係しているといっても過言ではありません。このようなときに、心の平安と寛容を説く宗教の役割もまた重要であるといわなければなりません。

庭野平和財団は、こうした視点に立って、宗教の相互理解と協力を促進するとともに、宗教的精神に基づいて平和社会実現のために積極的な取り組みを続けている人々の活動を支援し、連携を深めようとするものであります。従って、特定の宗教を支援するものではなく、諸宗教の独自性を相互に尊重し合い、寛容の精神を基本としながら、平和・共生の社会を実現することを目指したいと考えます。

本財団の活動助成は、宗教的精神に基づいて行われる活動を対象とし、広い社会からの参加をえて、これを積極的に奨励していくことを目的とするものであります。



---

当財団の助成活動の助成資金は、平成16年度より、立正佼成会・一食平和基金からの委託によるものです。

一食平和基金については、こちらのWebサイトをご参照ください(<http://www.ichijiki.org/index.html>)。

---

## 助成の対象 ●助成の対象分野

宗教的精神に基づいて行われる平和のための活動(1・2)を対象とする。

### 1 宗教的精神に基づく社会・平和活動

宗教的精神に基づく社会活動とは、神仏への畏敬の念から発して、広く社会及び個人の生活における物心両面の福祉に寄与することを志向する活動を意味します。

具体的には、特定の宗教の枠を越えて展開されている平和のための教育・開発協力・環境保護・人権擁護・高齢化問題への対策等の活動を指します。

### 2 地域のエンパワーメントを創生する活動

地域のエンパワーメントを創生するために、様々な団体・個人が共に深い精神性・祈りをもって開かれる、集いやワークショップに助成を行います。理論と活動の相乗効果による新しい価値観の創造を期待します。

例えば、地域で展開される草の根活動が、発展途上国の人々を助けることにどうつながるのかを意識する活動、つまり「地球的規模で考え、足元から実践する」活動を意味します。

---

## ●申請者の資格

1. 個人・団体のいずれも申請することができます。
2. 申請者の国籍は問いません。
3. 団体の場合、法人格の有無は問いません。ただし永続性のあることを原則とします。

## ●助成の対象とならないもの

1. 特定の宗教団体のための活動
  2. 特定の政治団体の理念に立脚した活動
  3. 営利を目的とし、あるいはその結果が直接営利に結びつくような活動
  4. 出版事業（ただし、当財団の被助成者がその活動の成果を刊行する場合は考慮します。）
  5. 奨学金及び留学助成
-

---

## 助成の概要 ●助成金額

2010[平成22]年度助成金総額は、1,000万円程度とします。多くの申請者への助成を目的とするため、1件あたりの上限を100万円とします。

### ●助成金の使途

最後のページの表を参照の上、支出計画は具体的で実行可能なものとして下さい。（申請書の様式4. 支出計画の欄に、内訳を明記のこと。）

### ●助成の決定

助成申請は申請書類を受付け、対象者は選考委員会の厳正な審査の上、前期は6月末、後期は9月末に決定し、採・否は各申請者に文書にて通知します。

### ●助成の期間

前期は2010[平成22]年8月1日から、後期は2010年[平成22年]11月1日から、それぞれ1年間とする。

---

## 選考基準

選考にあたっては、以下を基準とします。

1. 短期的あるいは長期的に平和の実現に直接関係する実践的な活動。
2. 活動の成果が、助成対象の分野あるいは他の分野の活動に波及効果を及ぼし、平和の実現に、先見的・創造的な示唆を与えるもの。
3. 予算規模が比較的小さな団体を優先します。

---

## 応募手続

### ●応募方法

1. 申請者は、申請書類を当財団のWebサイト(<http://www.npf.or.jp/>)からダウンロードしてください。なんらかの事情で、ダウンロードできない場合は、当財団へ電話、Faxまたは、E-mailにてご連絡ください。
2. 申請の際は、記入要領に従って申請書に必要事項をご記入の上、郵送にて、当財団宛に送付してください。また、不必要な資料の添付はご遠慮ください。また、事務局への直接持参、E-mail、Faxでの応募は受理しません。

### ●応募期間

前期： 2010[平成22]年 3月15日～4月30日  
後期： 2010[平成22]年 7月1日～8月13日

### ●採否通知

1. 「採」「否」の結果は選考終了後、通知します。
  2. 「採」「否」の理由については一切お答えできません。
-

---

●記入にあたっては、以下の点にご留意ください。

### 助成費目一覧表

1. 人件費	原則として給与形式は認めない
協力者謝金	外部協力者からの知的補助、特殊通 訊資料整理等への謝金
補助者謝金	一般的通訳、集計作業等の補助者に 対する謝金
2. 旅費	片道100kmを越える出張等
国内旅費	交通費、宿泊費、食費、運搬費
海外旅費	渡航費、現地交通費、宿泊費、食費 (渡航手数料、保険料は除く)
3. 備品費	当該活動のための総額5万円以上の 機械・器具・備品等
4. 研究委託費	コンピュータ・プログラム開発、質問 用紙、調査等の一部または全部を外 部に委託する際の経費
5. 会議費	会場借料・弁当・茶菓子代
6. 資料費	文献、マイクロ・フィルム、写真等
7. 印刷複写費	資料等の印刷、複写費
8. 交通通信費	片道100km以内の移動費
9. 消耗品費	文具、1点5万円未満の器具・備品費
10. 雑費	速記料、翻訳料、参加費等上記項目 に該当しない経費

注:「1. 人件費」に関しては原則として、申請者・申請団体の構成員に対する人件費は認めません。  
ただし、事実上活動が実施不可能となる場合は相談に応じます。

---

お問い合わせ先

〒166-0022 東京都新宿区新宿1-16-9 シャンビラカテリーナ5F

(財)庭野平和財団 助成係

TEL: 03-3226-4371

FAX: 03-3226-1835

E-mail: npfgrant@npf.or.jp

---